<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

令和_6_年分

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年年

月

日から

日まで

1	(ふ り が な) 政 治 団 体 の 名 称	ながさきをあたら 長 崎 を 新 しい	しいじだいへするかい) 時代へする会	政治団体の区分
2	主たる事務所の所在地	長崎県長崎市大浦町	2-34プレミスト大浦海岸通り503	□政党の支部 □その他の政治団体の支部
3	代表者の氏名	田 村	剣士郎	活動区域の区分 □ 2以上の都道府県の区域等
4	会計責任者の氏名	池 田	祐 希	図同一都道府県の区域内
25	事務担当者 氏名 電話 氏名 電話		資金管理団体の指定の有無 口 有 ロ 無(以下、この欄の記載不要です。) 公職の種類 資金管理団体の届出 届出をした者の氏名	国会議員関係政治団体の区分 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 公職の 種類

収支の状況

(その2)

1. 収支の総括表

収入 総額	 ОМ
(前年からの繰越額)	 0
(本年の収入額)	 0
支 出 総 額	 0
翌年への繰越額	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	の負担する党費又は会費	
金	額	O円
員	数(党費又は会費を納した人の数)	0

(2) 寄附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額		備	考	
(ア) 個人からの寄付			0円	34		
(うち特定寄附)			0			
(イ) 法人その他の団体からの寄附			0			
(ウ) 政治団体からの寄附			0			
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			0			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			0			
イ 政党匿名寄附			0			
合 計 (ア+イ)			0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目	金	額	備	考
1 経常経費				
(1) 人件費		O円		
(2) 光熱水費		0		
(3) 備品·消耗品費		0		
(4) 事務所費		0		
小計		0		
2 政治活動費				
(1) 組織活動費		0		
(2) 選挙活動費	3	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		0		
アの機関紙誌の発行事業費		0		
イ 宣伝事業費		0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		0		
エ その他の事業費		0		
(4) 調査研究費		0	<u> </u>	
(5) 寄附•交付金		0		
(6) その他の経費		0	·	
小 請十		0		
合 計		0		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア土地		V					
イ建物		V					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		Y					
力 金 銭 信 託		V					
キ 有 価 証 券							
ク 出 資 に よ る 権 利		\overline{V}					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V					

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

添付書類(別添のとおり)

- 領収書の写し
- 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月4日

政治団体の名称 長崎を新しい時代へする会

会計責任者の氏名

池田 祐 希



(代表者の氏名

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を

証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出す る場合にあっては本人確認種類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確 認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。